

学校保健安全法施行規則第 18 条に規定されている「学校において予防すべき感染症」に罹患した本学学生につきまして、下記証明書へのご記入をお願い申し上げます。また、本学からお問い合わせをさせていただく際は、何卒ご対応賜りますようお願い申し上げます。

保健室 ☎099-812-8501

Ⅰ 氏名: _____ 学籍番号: _____ (本人記入)
 上記の者は、下記の感染症が治癒し、登校に支障がないことを証明します。

疾患名	出席停止期間の基準
☐ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
☐ A型 ☐ B型 ☐ 不明	
☐ 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
☐ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
☐ 麻疹	解熱した後3日を経過するまで
☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
☐ 風しん	発しんが消失するまで
☐ 水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
☐ 咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
☐ 結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
☐ 流行性角結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
☐ 感染性胃腸炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
☐ その他 病名 []	【第一種】治癒するまで 【第三種】病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※「学校保健安全法施行規則第 18 条・第 19 条」及び、文部科学省 HP「学校において予防すべき感染症の解説（公益財団法人 日本学校保健会）」より

上記疾患により、以下の期間の出席停止が妥当であったことを証明します。

20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

20 年 月 日

医療機関名
住所(所在地)
電 話
医 師 名

印

※学生は、この証明書を保健室へ提出後、学務課で公欠届の手続きを行ってください。

20 年 月 日 保健室確認印